

広ト協・助成事業における申請期間二期制について

1. 趣 旨

当協会の助成事業は、原則、毎年度4月1日から3月中旬までを助成金の申請期間としていますが、一部の助成事業については、年度末に申請が集中する傾向にありました。

こうした状況を解消し、会員事業者への速やかな助成金の交付を行うため、令和4年度から、助成事業に係る申請期間の二期制を導入しています。

2. 二期制に該当する助成事業（令和6年度関係）

(1) 交通安全対策関係

- ① 広島県安全装置等導入促進助成
- ② 広島県ドライブレコーダ導入促進助成

(2) 環境対策関係

- ① 広島県蓄冷式クーラー等導入助成
- ② 広島県エア・ヒーター導入助成
- ③ 広島県 EMS 用機器導入促進助成
- ④ 広島県エコタイヤ導入促進助成
- ⑤ 広島県グリーン経営認証制度促進助成

(3) 労働対策関係

- ① 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成

3. 二期制に該当する場合の助成金申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和7年3月6日（木）（必着）とします。

ただし、令和6年9月末までに導入した機器等の提出期限※は、令和6年12月19日（木）（必着）とします。

※令和6年度は、令和5年度の提出期限より繰り上げていますので、ご注意ください。

4. 実施日

令和6年4月1日